



令和5年度
大槌町通学路交通安全プログラム合同点検・合同協議
実施箇所一覧

大槌学園学区（令和5年6月27日（火）点検）				
No.	新規・継続	箇所	現況・要望内容等	点検・協議の結果及び今後の対応の見通し等
1	継続	県道「安渡インターから魚市場までの歩道」 町警察地域	<ul style="list-style-type: none"> 自転車通学の際、後期課程生徒は車道左側を走行することとなり危険であるが、車両運転手への注意喚起が図られていない。 安渡ファミリーマート前に横断歩道がなく危険であるが、車両運転手への注意喚起が図られていない。 	 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月号町広報にて、道路左側を通学自転車が走行するため、注意して走行いただきたい旨を車両運転手向けに周知し、注意喚起を図った。 令和4年度の県警でのヒアリングの結果、横断歩道の新設について、県道吉里吉里釜石線については歩行者の横断需要が少ないため、横断歩道が設置不可との回答であった。また、自転車通行可能歩道の規制については、歩道幅員が基準を満たしておらず、歩行者の安全が確保できないため不可との回答であった。そのため、現状の利用実態からの変更は困難であると考えられる。 自転車で走行する生徒が車道の左側を安全に通行できるよう電柱看板等の設置を検討し、車両運転手への注意喚起を図るとともに、自転車通学する生徒への交通安全指導を継続していく。 令和5年10月24日に大槌学園教職員及びPTA会長、教育委員会学務課職員で再点検を行った際、自転車通学する生徒が安渡インター高架橋下を通過する際には、一度自転車から降車し、安全確認を行ってから自転車を押し歩いて通過するよう指導することを確認した。

2	新規	赤浜水門付近	警察 学園 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学の際、横断歩道がなく、車が来ていないことを確認してから、左側に渡る必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月号町広報にて、車両40km/h速度制限区域である点を車両運転手向けに周知し、注意喚起を図った。 ・横断歩道の新設は歩行者の横断需要が少なく困難であると考えられるため、道路横断前の写真中黄色○印付近で自転車を一時停止して安全確認後、道路を横断することを周知する。 (※当該道路は「臨港道路」であり、岩手県沿岸広域振興局水産部が道路管理者である)
3	継続	主要地方道26号沿安渡1丁目・大槌第22地割境の交差点 (松村建設、安渡橋付近の十字路)	町 警察	<ul style="list-style-type: none"> ・安渡橋たもとの交差点の登下校通行部に横断歩道がなく、危険である(町道部へ横断歩道が設置できていない)。 ・生コン付近、車に気付きにくい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月号町広報にて、道路を横断する児童生徒に注意して走行いただきたい旨を車両運転手向けに周知し、注意喚起を図った。 ・令和4年度の県警でのヒアリングの結果、横断歩道の新設について、主要地方道大槌小国線については歩行者の横断需要が少ないため設置不可、町道沢山迫又線については設置可との回答であった。 ・歩道の隅切りもしてあり、停止標識もあるため設備上は問題がない。交通量を把握した上で当該地点前後の道路上の電柱看板等の設置を検討し、車両運転手への注意喚起を図るとともに、児童生徒への交通安全指導を継続していく。
4	継続	大槌第16地割・第23地割境の交差点(大槌IC口)	町 警察 学園 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は交通保安員、保護者及び教職員で見守りを行っているが、交通量が多く、スピードを出す車両も多く危険である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月号町広報にて、速度を抑制して走行いただきたい旨を車両運転手向けに周知し、注意喚起を図った。 ・大槌交番勤務警察官が随時、交通安全指導を行っていることで、車両運転手への注意喚起に大きく貢献している。 ・交通保安員2名及びPTAと教職員が交代で見守り活動を行っており、児童生徒への横断の際の安全指導を引き続き行っていく。

5	継続	大ヶ口1丁目 入り口から大 槌川河川堤防 の道	町 地域	<ul style="list-style-type: none"> カーブ及び坂になっており見通しが悪い。 路側帯が狭く歩行するのに危険。 車両の通行が見えにくい。 		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年8月号町広報にて、細い路側帯を歩行する児童生徒に注意して走行いただきたい旨を車両運転手向けに周知し、注意喚起を図った。 朝の登校時間帯に、地域の保護者が見守り活動を行っていることで、車両運転手への注意喚起に大きく貢献している。 カーブや坂となっている道路形状の変更や、歩道の幅員確保には道路拡幅が必要であるが、いずれも橋の上であることや家屋が隣接していることから、現状工事は難しい。 当該地点前後の道路上の電柱看板等の設置も検討し、通学路であることを周知していく。 車両運転手への注意喚起を図る目的で、路側帯白線内側にラバーポール等を設置することも考えられるが、歩行者の通行の妨げにならないか等も総合的に判断し、より適切な対応を検討していく。
---	----	----------------------------------	---------	--	---	---

6	継続	大槌川河川堤防の道	町地域警察	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯がなく、夜間の自転車通行が危険である（土手に落下する危険性あり）。 ・地域住民から、児童生徒の当該道路通学時の安全確保のため、自動車通行禁止道路（居住者のみ通行許可の対象）としてほしい旨の訴えあり。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月号町広報にて、狭くかつ夜間は暗い道路を児童生徒及び車両の両者が利用するため通行に注意する旨、車両運転手及び通学する児童生徒向けに周知し、注意喚起を図った。 ・街路灯 LED 化事業による照明効果を確認しながら、通行の安全対策を引き続き検討する。その際、当該道路は河川堤防であることから、管理区域内への構造物設置は原則できないため、既設構造物を利用した照明設置が可能か否か検討していく。 ・自動車通行禁止道路（居住者のみ通行許可の対象）等の道路規制を行うためには、当該道路沿いに居住する全住民の合意が必要となるため、当該規制を実施する場合には、自治会等で合意形成を図る機会を設定する必要がある。
---	----	-----------	-------	---	---	---